

○幸田町心身障害者扶助費支給要綱

昭和57年

第6号

改正 平成2年第14号

平成3年第43号

平成9年第37号

平成11年第27号

平成12年第22号

平成14年第31号

平成24年第19号

幸田町心身障害者扶助費支給要綱（昭和48年幸田町要綱第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、心身の障害により、精神的、肉体的又は経済的に被る心労に対して、その自立の助長その他の福祉の増進を図ることを目的とする。

（支給要件）

第2条 幸田町心身障害者扶助費（以下「扶助費」という。）は、町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。

（1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

（2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において判定を受けた者で、療育手帳の交付を受けている者

（3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としな

（1） 介護人が幸田町家族・在宅介護手当支給要綱（平成12年幸田町要綱第18号）第7条第1項の規定による手当を受給している者

（2） 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設及び同法第43条に規定する児童発達支援センターに入所中の者

（3） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設及び同条第4項に規定する医療保護施設に入所中の者

（4） 身体障害者福祉法第5条に規定する身体障害者社会参加支援施設（通所施設を除く。）に入所中の者

- (5) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（通所施設を除く。）に入所中の者
- (6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定により設置された特別養護老人ホーム及び養護老人ホームに入所中の者
- (7) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する介護保険施設に入所又は入院中の者
- (8) 新たに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日における年齢が65歳以上である者
- (9) 町内に住所を有することとなった日における年齢が65歳以上である者  
(申請及び手当管理者の指定)

第3条 支給対象者が扶助費の支給を受けようとするときは、幸田町心身障害者扶助費支給申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

- 2 支給対象者が扶助費を管理できないときは、同居している配偶者、親権を行う者、後見人又は支給対象者を現に監護している親族の中から指定受取人（以下「手当管理者」という。）を1人指定することができる。

(決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査決定し、その結果を申請を受理した日の翌日から起算して14日以内に幸田町心身障害者扶助費支給 決定・却下 通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(扶助費の支給)

第5条 町長は、前条の規定により支給決定した者（以下「受給権者」という。）に対し、予算の範囲内において扶助費を支給する。

- 2 扶助費の支給は、第3条の規定による申請を受け付けた日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

- 3 扶助費の額は、第2条の障害者1人につき次のとおりとする。

- (1) 障害等級1級の者 月額 4,000円
- (2) 障害等級2級の者 月額 3,500円
- (3) 障害等級3級の者 月額 3,000円
- (4) 障害等級4級の者 月額 2,500円
- (5) 障害等級5級の者 月額 2,000円
- (6) 障害等級6級の者 月額 2,000円
- (7) 療育手帳A判定の者 月額 4,000円
- (8) 療育手帳B判定の者 月額 3,500円

(9) 療育手帳C判定の者 月額 3,000円

(10) 第4号から第6号までに該当する者のうち、20歳未満の者 月額 3,000円

4 扶助費は、9月と翌年3月にその月までに支給すべき扶助費を口座振替の方法により支払う。ただし、支給すべき事由が消滅したときは、支払月でない月であっても支払うことができる。

5 扶助費の支払をしたときは、幸田町予算決算会計規則（昭和41年幸田町規則第5号）で定める様式により、受給権者又は手当管理者（以下これらの者を「受給権者等」という。）に対し、通知するものとする。

6 第3項各号の2以上に該当する者の扶助費の額は、当該扶助費の額のうち月額の最も高い額とする。

7 等級が変更されたことにより、支給月額が増額となるべき者のうち、当該等級変更のあった日の年齢が、65歳以上である者に支給する月額は、第3項の規定にかかわらず、65歳に到達した日において支給を受けていた月額とする。

（受給資格等の変更の届出）

第6条 受給権者等は、住所、氏名若しくは支払を受ける金融機関を変更したとき又は身体障害者手帳若しくは療育手帳の等級等に変更があったときは、30日以内に幸田町心身障害者扶助費変更届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（受給資格喪失の届出）

第7条 受給権者等は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、30日以内に幸田町心身障害者扶助費受給資格喪失届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(1) 幸田町内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。

（受給資格喪失の通知）

第8条 町長は、受給資格が消滅したにもかかわらず、前条の規定による届出が行われていないことを確認したときは、幸田町心身障害者扶助費受給資格喪失通知書（様式第5号）により受給権者等（前条第2号に該当する場合は、その遺族）に通知するものとする。

（支給の制限）

第9条 町長は、受給権者等が扶助費を第1条に規定する目的以外に使用していると認める場合は、その間その者に対する扶助費の全部又は一部を支給しないことができる。

（未支払の扶助費）

第10条 町長は、受給権者が死亡した場合においてその者に支払うべき手当てで支払っていないものがあるときは、当該受給権者と生計を一にしていた遺族に未支払の扶助費を支給することができる。

(不正利得の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により扶助費の支給を受けていた者があるときは、その者に既に支給された扶助費の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年第14号)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年第43号)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年第37号)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年第27号)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年第22号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年第31号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年第19号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式第1号から様式第5号までの用紙は、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

幸田町心身障害者扶助費支給申請書

年 月 日

(宛先)幸田町長

住 所 幸田町大字

申請者氏名



次のとおり、心身障害者扶助費の支給を申請します。

支給対象者	住 所	幸田町大字				
	氏 名		生年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
手当管理者	住 所					
	氏 名		生年 月 日	年 月 日	支給対象者 との関係	
支 払 金 融 機 関	銀行 信用金庫 店					
	信用組合 農協					
名義 預金種別 普通・当座 口座番号						
受給資格等の 確認	身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳					
	発行機関		等 級	級		
	交付年月日	年 月 日	障害区分	視 聴 音 肢 内		
	交付番号		号	判 定		
備 考						

様式第2号(第4条関係)

幸田町心身障害者扶助費支給 決定・却下 通知書

年 月 日

様

幸田町長



先に申請のありました心身障害者扶助費については、次のとおり 決定・却下 します。

支給対象者	住所	幸田町大字				
			生年月日	年 月 日	性別	男・女
手当管理者	住所					
			生年月日	年 月 日	支給対象者との関係	
支払金融機関	銀行 信用金庫 店					
	信用組合 農協					
	名義 預金種別	普通・当座	口座番号			
支給開始年月	年 月	手当月額				円
却下理由						
備考	次の事由が生じた場合は、30日以内に届け出をしてください。 1 住所、氏名、金融機関を変更したとき。 2 死亡、施設入所、町外転出により受給資格を喪失したとき。					

様式第3号(第6条関係)

幸田町心身障害者扶助費変更届

年 月 日

(宛先)幸田町長

(受給権者・手当管理者)

氏名 印

次のとおり、住所、氏名、金融機関又は障害程度に変更がありましたので届け出ます。

住所	新			
	旧			
氏名	新		旧	
	旧			
振込先	新		店 普・当 口座番号	
	旧		店 普・当 口座番号	
受給資格の変更	新 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳			
	発行機関		等 級	級
	交付年月日	年 月 日	障害区分	視聴音肢内
	交付番号	号	判定	
	旧 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳			
	発行機関		等 級	級
	交付年月日	年 月 日	障害区分	視聴音肢内
交付番号	号	判定		
備考				

様式第4号(第7条関係)

幸田町心身障害者扶助費受給資格喪失届

年 月 日

(宛先)幸田町長

住 所  
届出人  
氏 名  
(資格者との関係) ㊟

次の理由により資格を喪失しましたので届け出ます。

受 給 権 者	住 所	幸田町大字				
	氏 名		生年 月日	年 月 日	性 別	男・女
手 当 管 理 者	住 所					
	氏 名		生年 月日	年 月 日	受給権者 との関係	
喪 失	年 月 日	年 月 日				
	理 由					
未 払 手 当	支 払 金 融 機 関					店
	名 義 ・ 口 座 番 号	普 ・ 当 第				号

様式第5号(第8条関係)

幸田町心身障害者扶助費受給資格喪失通知書

年 月 日

様

幸田町長



次のとおり、幸田町心身障害者扶助費の支給要件がなくなりましたので通知します。

受給権者	住所	幸田町大字				
	氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
手当管理者	住所					
	氏名		生年月日	年 月 日	受給権者との関係	
喪失	年月日	年 月 日				
	理由					
未払手当	支払金融機関					
	名義・口座番号	普・当第 号				
	支払月	年 月末				

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)